

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
 (第6条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例				
<p>○幕別町百年記念ホール条例 (平成8年3月25日 条例第10号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u></p> <p>第4条 <u>記念ホールの使用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、幕別町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は休館日を設定することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="120 770 1115 951"> <tr> <td>使用時間</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>(1) 毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> </table> <p><u>(使用の承認)</u></p> <p>第5条 <u>記念ホールを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の承認を与える場合において、記念ホールの管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</u></p> <p><u>(行為の制限)</u></p> <p>第6条 <u>前条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、記念ホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。</u></p> <p>(2) <u>業として、写真又は映画を撮影すること。</u></p>	使用時間	午前9時から午後10時まで	休館日	(1) 毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年1月3日まで	<p>○幕別町百年記念ホール条例 (平成8年3月25日 条例第10号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u></p> <p>第4条 <u>記念ホールの使用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。</u></p> <p><u>(使用等)</u></p> <p>第5条 <u>記念ホールの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号。以下「施設条例」という。)で定める。</u></p>
使用時間	午前9時から午後10時まで				
休館日	(1) 毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年1月3日まで				

- (3) 興業を行うこと。
- (4) 展示会その他これに類する催しをすること。
- (5) 文書、図書その他印刷物を貼付又は配布すること。

(使用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の制限又は停止を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は設備若しくは備付物件をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他記念ホールの管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 使用者が記念ホールの備付物件を使用するときは、前項のほか幕別町百年記念ホール条例施行規則（平成8年教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）で定める額の使用料を別に納付しなければならない。

3 前2項の使用料は、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納付された使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰することができない理由により使用不能となった場合
- (2) 第12条第3号の規定により使用の承認を取り消した場合
- (3) 使用日の前日までに使用の承認の取消又は変更の申出があつて、教育委員会がこれについて相当の理由があると認めた場合

(目的外使用等)

第10条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第11条 使用者が施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入を行おうとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し等)

第12条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、教育委員会は賠償の責を負わない。

- (1) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき
- (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき
- (3) 公益上又は記念ホールの運営上やむを得ない理由が生じたとき

(現状の回復)

第13条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を現状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、その使用により施設等及び備付物件をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限等)

第15条 教育委員会は、他人の迷惑となるおそれのあるものその他管理上支障があると認められるものについては、入館を断り、又は退館させることができる。

(管理の代行)

第16条 教育委員会は、記念ホールの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に記念ホールの管理を行わせることができる。

(管理の代行等)

第6条 教育委員会は、記念ホールの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に記念ホールの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に記念ホールの管理を行わせる場合の当該指定管

理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 記念ホールの維持管理に関する業務

(2) 記念ホールの使用の承認及び利用調整に関する業務

(3) 教育委員会の承認を得て使用時間を変更し、又は臨時に休館日を設けること。

(4) 記念ホール等の修繕に関する業務

(5) 前各号までに掲げるもののほか、記念ホールの運営に関し教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第17条 教育委員会は、適当と認めるときは、指定管理者に、記念ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表の定めによる使用料及び規則別表に定める備付物件の使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 使用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(目的の達成)

第18条 指定管理者は、飲食物の提供、物品の販売及び宣伝その他記念ホールの設置目的を効果的に達成するため、必要な事業を行うことができる。

(利用料金の減免等)

第19条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第20条 既納の利用料金はこれを還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(適用除外)

第21条 第8条及び第9条の規定は、第17条第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる場合は、適用しない。

(指定管理者が行う業務)

第22条 指定管理者は、第3条に掲げる事業を行うものとし、次に掲げる業務を含むものとする。

- (1) 記念ホールの維持管理に関する業務
- (2) 記念ホールの使用の承認及び利用調整に関する業務
- (3) 教育委員会の承認を得て第4条に規定する使用時間を変更し、又は臨時に休館日を設けること。
- (4) 教育委員会の承認を得て利用料金を変更し、減免すること。
- (5) 利用料金の徴収に関する業務
- (6) 施設等の修繕に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、記念ホールの運営に関し教育委員会が必要と認める業務

2 第16条の規定により指定管理者に記念ホールの管理を行わせる場合にあつては、第6条、第7条、第11条、第12条、第13条及び第15条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第23条 指定管理者は、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第27号）及びこの条例並びにこれに基づく規則の規定に従い、記念ホールの管理を行わなければならない。

第24条 略

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第8条関係）

区分	使用料（円）			
	午前 午前9時か	午後 午後1時か	夜間 午後6時か	全日 午前9時か

(指定管理者が行う管理の基準)

第7条 指定管理者は、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第27号）、施設条例、この条例及びこれらに基づく規則の規定に従い、記念ホールの管理を行わなければならない。

第8条 略

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

			ら正午まで	ら午後5時 まで	ら午後10時 まで	ら午後10時 まで
研修 集会 室	学習室 1	基本使用料	900円	1,200円	1,400円	3,100円
		暖房加算	450円	600円	600円	1,650円
	学習室 2	基本使用料	1,200円	1,600円	1,900円	4,200円
		暖房加算	600円	800円	800円	2,200円
	講堂	基本使用料	2,100円	2,800円	3,300円	7,300円
		暖房加算	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円
		冷房加算	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円
	特別会 議室	基本使用料	2,100円	2,800円	3,300円	7,300円
		暖房加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
		冷房加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
	音楽室	基本使用料	1,800円	2,400円	2,800円	6,300円
		暖房加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
		冷房加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
	視聴覚 室	基本使用料	1,800円	2,400円	2,800円	6,300円
		暖房加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
		冷房加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
	陶芸室	基本使用料	1,800円	2,400円	2,800円	6,300円
		暖房加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
	絵画室	基本使用料	1,800円	2,400円	2,800円	6,300円
		暖房加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
	木工芸 室	基本使用料	1,800円	2,400円	2,800円	6,300円
		暖房加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
	調理実 習室	基本使用料	1,800円	2,400円	2,800円	6,300円
		暖房加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
	茶室	基本使用料	600円	800円	900円	2,000円
		暖房加算	300円	400円	400円	1,100円
	和室1	基本使用料	600円	800円	900円	2,000円
暖房加算		450円	600円	600円	1,650円	

和室 2	基本使用料	900円	1,200円	1,400円	3,100円	
	暖房加算	600円	800円	800円	2,200円	
ギャラ リー	基本使用料	900円	1,200円	1,400円	3,100円	
	暖房加算	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円	
ホ ー ル	ホール	基本使用料	12,000円	16,000円	19,000円	42,300円
		暖房加算	6,000円	8,000円	8,000円	22,000円
		冷房加算	6,000円	8,000円	8,000円	22,000円
	ステー ジのみ	基本使用料	3,600円	4,800円	5,700円	12,600円
		暖房加算	3,000円	4,000円	4,000円	11,000円
		冷房加算	3,000円	4,000円	4,000円	11,000円
	出演者 控室 1	基本使用料	600円	800円	1,000円	2,000円
		暖房加算	300円	400円	400円	1,100円
		冷房加算	300円	400円	400円	1,100円
	出演者 控室 2	基本使用料	900円	1,200円	1,400円	3,100円
		暖房加算	450円	600円	600円	1,650円
		冷房加算	450円	600円	600円	1,650円

備考

- 1 商業活動の目的で使用する場合の使用料は基本使用料の5割（販売を伴う場合は10割）を加算する。
- 2 営利を伴うもので、入場料、会費等を徴収する場合の使用料は次のとおり加算する。
 - (1) 1,000円を超え3,000円以下の場合 基本使用料の5割
 - (2) 3,000円を超える場合 基本使用料の10割
- 3 前項の場合において、入場料、会費等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額とする。
- 4 ホールにおける使用目的の前日の練習、準備等のために使用する場合の使用料は、基本使用料の5割とする。
- 5 時間区分を延長して使用することを許可された場合の当該延長時間に係る使用料は、当該延長時間1時間毎につき、当該使用の午前、午後及び夜間の基本使用料の合計額を11で除して得た額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 6 冷房の通気期間は、7月1日から8月31日までとし、又、暖房の通気期間

は、10月20日から翌年4月30日までとする。この場合における使用料は、基本使用料に冷房加算又は暖房加算を加算したものとする。

7 前項に規定する冷房及び暖房の通気期間外であっても実情に応じ必要があると認めるときは、冷房及び暖房を通気することができる。この場合における使用料は、前項同様とする。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
 (第7条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例												
<p>○幕別町まなびや条例 (平成8年3月25日 条例第12号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 まなびやの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="116 695 1104 855"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まなびや相川</td> <td>幕別町字相川403番地1</td> </tr> <tr> <td>まなびや中里</td> <td>幕別町字中里<u>155番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 まなびやは、<u>第1条の目的を達成するため、次の事業(商業活動を目的とする事業を除く。)</u>に供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化、スポーツ、その他学習に関する事業 (2) 生活文化の発展に必要と認められる事業 (3) <u>前各号のほか町の行事で幕別町教育委員会が必要と認める事業</u> <p>(使用料)</p> <p>第4条 まなびやの使用料は、<u>無料とする。</u></p>	名称	位置	まなびや相川	幕別町字相川403番地1	まなびや中里	幕別町字中里 <u>155番地</u>	<p>○幕別町まなびや条例 (平成8年3月25日 条例第12号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 まなびやの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1162 695 2150 855"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まなびや相川</td> <td>幕別町字相川403番地1</td> </tr> <tr> <td>まなびや中里</td> <td>幕別町字中里<u>153番地1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 まなびやは、<u>次の事業を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化、スポーツ、その他学習に関する事業 (2) 生活文化の発展に必要と認められる事業 (3) <u>その他まなびやの設置の目的を達成するために必要な事業</u> <p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第4条 まなびやの使用時間及び休館日は、<u>教育委員会が別に定める。</u></p> <p>(使用等)</p> <p>第5条 まなびやの使用に係る<u>手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。</u></p>	名称	位置	まなびや相川	幕別町字相川403番地1	まなびや中里	幕別町字中里 <u>153番地1</u>
名称	位置												
まなびや相川	幕別町字相川403番地1												
まなびや中里	幕別町字中里 <u>155番地</u>												
名称	位置												
まなびや相川	幕別町字相川403番地1												
まなびや中里	幕別町字中里 <u>153番地1</u>												

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(委任) 第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(委任) 第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例

(第8条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町集団研修施設こまはた条例 (平成22年12月17日 条例第24号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 研修施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 幕別町集団研修施設こまはた 位置 幕別町字駒畠549番地</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第3条 研修施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の承認をする場合において、研修施設の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第4条 教育委員会は、研修施設の使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になるもの</p> <p>(3) 建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失するおそれがあるもの</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は研修施設の管理運営上支障があるもの</p>	<p>○幕別町集団研修施設こまはた条例 (平成22年12月17日 条例第24号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 研修施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 幕別町集団研修施設こまはた 位置 幕別町字駒畠549番地1</p> <p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第3条 研修施設の使用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(使用等)</p> <p>第4条 研修施設の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第5条 第3条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の使用料は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第6条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(目的外使用等)</u></p> <p><u>第7条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外に研修施設を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。</u></p> <p><u>(使用の承認の取消し等)</u></p> <p><u>第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、教育委員会はその賠償の責を負わない。</u></p> <p><u>(1) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。</u></p> <p><u>(4) 公益上又は研修施設の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。</u></p> <p><u>(5) 第4条各号に該当すると認めたととき。</u></p> <p><u>(原状の回復)</u></p> <p><u>第9条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。</u></p> <p><u>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、</u></p>	

現 行 条 例	改 正 条 例														
<p><u>その費用を使用者から徴収する。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u> <u>第10条 使用者は、その使用により建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="114 651 1095 759"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位 (1人につき)</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修施設</td> <td>1日</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第5条関係) 備付物件の使用料</p> <table border="1" data-bbox="114 831 1095 940"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>単位</th> <th>回数</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陶芸窯</td> <td>一式</td> <td>1回</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位 (1人につき)	使用料	研修施設	1日	150円	品目	単位	回数	使用料	陶芸窯	一式	1回	1,000円	<p>(委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会が別に定める。</u></p>
区分	単位 (1人につき)	使用料													
研修施設	1日	150円													
品目	単位	回数	使用料												
陶芸窯	一式	1回	1,000円												

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例

(第9条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例			改 正 条 例		
○幕別町体育施設条例 (昭和58年3月18日 条例第20号)			○幕別町体育施設条例 (昭和58年3月18日 条例第20号)		
第1条 略 (名称及び位置)			第1条 略 (名称及び位置)		
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
プール	幕別町民プール	中川郡幕別町新町139番地3	プール	幕別町民プール	中川郡幕別町新町139番地3
	糠内町民プール	〃 字糠内270番地2		糠内町民プール	〃 字糠内270番地2
	札内南町民プール	〃 札内文京町25番地5		札内南町民プール	〃 札内文京町25番地5
	札内北町民プール	〃 札内北町117番地10		札内北町民プール	〃 札内北町117番地10
	忠類町民プール	〃 忠類栄町297番地7		忠類町民プール	〃 忠類栄町297番地7
陸上競技場	幕別運動公園陸上競技場	〃 寿町152番地他	陸上競技場	幕別運動公園陸上競技場	〃 寿町152番地他
		〃 国有占用地			〃 国有占用地
野球場	幕別運動公園野球場	〃 寿町160番地1他	野球場	幕別運動公園野球場	〃 寿町160番地1他
		〃 国有占用地			〃 国有占用地
	忠類野球場	〃 忠類栄町297番地9		忠類野球場	〃 忠類栄町297番地9
				依田公園野球場	〃 字依田382番地1

現 行 条 例	改 正 条 例		
<p>(使用の承認)</p> <p>第3条 体育施設又は附属施設を使用しようとする者は、あらかじめ幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の承認をする場合において、体育施設の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設</p>		<p>札内川河川緑地野球場</p>	<p>十勝川及び札内川右岸の一部</p>
	<p>ソフトボール場</p>	<p>幕別運動公園ソフトボール場</p>	<p>中川郡幕別町寿町93番地4</p>
		<p>札内川河川緑地ソフトボール場</p>	<p>十勝川及び札内川右岸の一部</p>
	<p>テニスコート</p>	<p>幕別運動公園テニスコート</p>	<p>中川郡幕別町寿町138番地1</p>
		<p>札内スポーツセンターテニスコート</p>	<p>〃 札内暁町274番地</p>
		<p>忠類テニスコート</p>	<p>〃 忠類錦町439番地1</p>
		<p>依田公園テニスコート</p>	<p>〃 字依田388番地1</p>
		<p>札内川河川緑地テニスコート</p>	<p>十勝川及び札内川右岸の一部</p>
	<p>アーチェリー場</p>	<p>幕別運動公園アーチェリー場</p>	<p>中川郡幕別町寿町92番地2</p>
		<p>依田公園アーチェリー場</p>	<p>〃 字依田380番地</p>
	<p>バスケットコート</p>	<p>札内川河川緑地バスケットコート</p>	<p>十勝川及び札内川右岸の一部</p>
	<p>サッカー場</p>	<p>札内川河川緑地サッカー場</p>	<p>〃</p>
	<p>ラグビー場</p>	<p>札内川河川緑地ラグビー場</p>	<p>〃</p>
	<p>(使用時間及び休場日)</p> <p>第3条 体育施設の使用時間及び休場日は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(使用等)</p> <p>第4条 体育施設の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使</p>		

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>及び附属施設の使用を承認しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの</u></p> <p><u>(2) 建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失するおそれがあるもの</u></p> <p><u>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの</u></p> <p><u>(4) その他体育施設の管理運営上適当と認め難いもの</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第5条 第3条第1項の規定により、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1又は別表第2に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、公益上又は教育目的その他の特別な理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</u></p> <p><u>3 既納の使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(目的外使用等)</u></p> <p><u>第6条 使用者は、体育施設及び附属施設を使用の承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。</u></p> <p><u>(特別設備の設置等)</u></p> <p><u>第7条 使用者は、その使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(使用の承認の取消し等)</u></p> <p><u>第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、教育委員会は賠償の責を負わない。</u></p> <p><u>(1) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 公益上又は体育施設の運営上やむを得ない理由が生じたとき。</u></p> <p><u>(4) 第4条各号に該当すると認めたととき。</u></p>	<p><u>用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。</u></p>

現 行 条 例		改 正 条 例	
<p><u>(原状の回復)</u> 第9条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。</p>			
<p><u>(損害賠償)</u> 第10条 使用者は、その使用により建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の定めるところにより損害を賠償しなければならない。</p>			
<p>(委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める。</p>		<p>(委任) 第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。</p>	
<p>別表第1 (第5条関係) 陸上競技場使用料</p>			
	区分	使用料	摘要
競技場使用	全部	1日につき	8,000円
		半日につき	4,000円
	トラック	1日につき	5,000円
		半日につき	3,000円
	フィールド	1日につき	5,000円
		半日につき	3,000円
附属施設使	放送設備	1日につき	2,000円

現 行 条 例

改 正 条 例

用		半日につき	1,000円	
	会議室	1日につき	200円	
		半日につき	100円	

備考

- 1 町民の使用は、無料とする。
- 2 1日とは、使用時間が5時間以上の場合、半日とは、使用時間が5時間未満の場合をいう。
- 3 使用者が入場料を徴収する場合、その他教育委員会が必要と認めるときは、上記料金の5倍以内の額を徴収することができる。

別表第2（第5条関係）

幕別運動公園野球場使用料

区分		使用料	摘要
野球場使用	全部	1日につき	8,000円
		半日につき	4,000円
		1時間につき	1,000円
附属施設使用	放送設備	1日につき	2,000円
		半日につき	1,000円
		1時間につき	250円

備考1 町民の使用は、無料とする。

- 2 1日とは、使用時間が5時間以上の場合、半日とは、使用時間が5時間未満の場合をいう。
- 3 使用者が入場料を徴収する場合、その他教育委員会が必要と認めるときは、上記料金の5倍以内の額を徴収することができる。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例

(第10条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例								
<p>○幕別町体育館条例 (平成14年 3月22日 条例第21号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>(開館時間)</u> 第3条 体育館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の事情があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幕別町札内スポーツセンター</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>幕別町農業者トレーニングセンター</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>幕別町忠類体育館</td> <td>午前10時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(休館日)</u> 第4条 体育館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p><u>(使用の承認)</u> 第5条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の承認をする場合において、体育館の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</p>	名称	時間	幕別町札内スポーツセンター	午前9時から午後9時まで	幕別町農業者トレーニングセンター	午前9時から午後9時まで	幕別町忠類体育館	午前10時から午後10時まで	<p>○幕別町体育館条例 (平成14年 3月22日 条例第21号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u> 第3条 体育館の使用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。</p> <p><u>(使用等)</u> 第4条 体育館の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号。以下「施設条例」という。）で定める。</p>
名称	時間								
幕別町札内スポーツセンター	午前9時から午後9時まで								
幕別町農業者トレーニングセンター	午前9時から午後9時まで								
幕別町忠類体育館	午前10時から午後10時まで								

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>(使用の不承認)</u></p> <p><u>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育館の使用を承認しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの</u></p> <p><u>(2) 建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失するおそれがあるもの</u></p> <p><u>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの</u></p> <p><u>(4) その他体育館の管理運営上適当と認め難いもの</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第7条 第5条第1項の規定により、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納めなければならない。</u></p> <p><u>2 総合健康システム及び各種健康増進機器を使用する場合は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、公益上又は教育目的その他の特別な理由があると認めるときは、前2項の使用料を減免することができる。</u></p> <p><u>4 既納の使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(目的外使用等)</u></p> <p><u>第8条 使用者は、体育館を使用の承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。</u></p> <p><u>(特別設備の設置等)</u></p> <p><u>第9条 使用者は、その使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(使用の承認の取消し等)</u></p> <p><u>第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、教育委員</u></p>	

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>会は賠償の責を負わない。</u></p> <p><u>(1) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 公益上又は体育館の運営上やむを得ない理由が生じたとき。</u></p> <p><u>(4) 第6条各号に該当すると認めたととき。</u></p> <p><u>(原状の回復)</u></p> <p><u>第11条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</u></p> <p><u>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第12条 使用者は、その使用により建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の定めるところにより損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(管理の代行)</u></p> <p><u>第13条 教育委員会は、体育館の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、教育委員会が指定する体育館（以下「指定体育館」という。）の管理を行わせることができる。</u></p>	<p><u>(管理の代行等)</u></p> <p><u>第5条 教育委員会は、体育館の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、<u>体育館の管理を行わせることができる。</u></u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</u></p> <p><u>(1) 体育館の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(2) 体育館の使用の承認及び利用調整に関する業務</u></p> <p><u>(3) 教育委員会の承認を得て体育館の使用時間又は休館日を変更し、若しくは臨時に設けること。</u></p> <p><u>(4) 教育委員会の承認を得て利用料金を変更し、又は減免すること。</u></p> <p><u>(5) 利用料金の徴収に関する業務</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>(利用料金)</u></p> <p><u>第14条 教育委員会は、適当と認めるときは、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に指定体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 前項に規定する利用料金の額は、第7条第1項及び第2項に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>(目的の達成)</u></p> <p><u>第15条 指定管理者は、指定体育館の設置目的を効果的に達成するため、飲食物の提供、物品の販売及び宣伝その他必要な事業を行うことができる。</u></p> <p><u>(利用料金の減免等)</u></p> <p><u>第16条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p><u>第17条 既納の利用料金はこれを還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て基準を定めた場合においては、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第18条 第7条の規定は、第14条第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる場合は、適用しない。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p>	<p><u>(6) 体育館の修繕に関する業務</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、体育館の運営に関し教育委員会が必要と認める業務</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例																			
<p>第19条 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 指定体育館の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 指定体育館の使用の承認及び利用調整に関する業務</p> <p>(3) 教育委員会の承認を得て第3条に規定する開館時間を変更し、又は第4条に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に設けること。</p> <p>(4) 教育委員会の承認を得て利用料金を変更し、又は減免すること。</p> <p>(5) 利用料金の徴収に関する業務</p> <p>(6) 指定体育館の修繕に関する業務</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定体育館の運営に関し教育委員会が必要と認める業務</p> <p>2 第13条の規定により指定管理者に指定体育館の管理を行わせる場合にあつては、第5条、第6条、第9条、第10条及び第11条第2項の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」として、これらの規定を適用する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第20条 指定管理者は、法令並びに幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第27号。以下「指定管理条例」という。）、指定管理条例第9条の規定に基づき締結する協定、この条例及びこれらの条例に基づく規則の規定に従い、<u>指定体育館</u>の管理を行わなければならない。</p> <p>第21条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="116 1200 1102 1417"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">面積(m²)</th> <th colspan="4">使用料金(円)</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>1日間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>夏(5月)冬(11~4月)</td> <td>9時~12時</td> <td>13時~17時</td> <td>18時~21時</td> <td>9時~21時</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	室名	面積(m ²)	使用料金(円)				午前	午後	夜間	1日間				夏(5月)冬(11~4月)	9時~12時	13時~17時	18時~21時	9時~21時	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、法令並びに幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第27号。以下「指定管理条例」という。）、指定管理条例第9条の規定に基づき締結する協定、<u>施設条例</u>、この条例及びこれらの条例に基づく規則の規定に従い、<u>体育館</u>の管理を行わなければならない。</p> <p>第7条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>
施設区分				室名	面積(m ²)	使用料金(円)														
	午前	午後	夜間			1日間														
			夏(5月)冬(11~4月)	9時~12時	13時~17時	18時~21時	9時~21時													

現 行 条 例								改 正 条 例									
			の別														
札幌 スポ ーツ	アリー ナ	1,390	夏	19,500	26,000	32,500	65,000										
			冬	23,400	31,200	39,000	78,000										
セン ター	トレー ニング 室	132	夏	2,100	2,800	3,500	7,000										
			冬	2,520	3,360	4,200	8,400										
	武道場	415	夏	5,000	6,000	7,000	14,000										
			冬	6,000	7,200	8,400	16,800										
	研修室	107	夏	1,400	2,100	2,800	5,600										
			冬	1,680	2,520	3,360	6,720										
農業 者ト レー	アリー ナ	1,071	夏	15,000	20,000	25,000	50,000										
			冬	18,000	24,000	30,000	60,000										
ニン グセ ンタ ー	トレー ニング 室	183	夏	3,000	4,000	5,000	10,000										
			冬	3,600	4,800	6,000	12,000										
	武道場	545	夏	6,500	7,800	9,100	18,300										
			冬	7,800	9,400	11,000	22,000										
	会議室	154	夏	2,000	3,000	4,000	8,000										
			冬	2,400	3,600	4,800	9,600										
備考																	
1 町民の使用は、無料とする。																	
2 アリーナを貸切使用する場合の金額は表に定める額を使用面積で按分した額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨																	

現 行 条 例

改 正 条 例

てるものとする。

3 使用者が入場料を徴収する場合その他教育委員会が必要と認めたときは、上記料金の5倍以内の額を徴収することができる。

別表第2（第7条関係）

施設区分	室名	面積 (㎡)	夏（5～ 10月）冬 （11～4 月）の別	使用料金（円）	
				昼間	夜間
				夏 10時～18時 冬 10時～18時	夏 18時～22時 冬 18時～22時
忠類体育館	アリーナ	540	夏	610	1,230
			冬	1,030	1,230

備考

- 1 町民の使用は、無料とする。
- 2 附属暖房設備を使用する場合の暖房料は、30分又はその端数ごとに720円とする。

別表第3（第7条関係）

区分	使用料金（円）	
	町民が使用する場合	町民以外が使用する場合
総合健康増進システム	1回当たり 300	1回当たり 1,000
各種健康増進機器	無料	1回当たり 500

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例

(第11条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町保健福祉センター条例 (平成8年6月21日 条例第16号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町民の健康づくりに関すること。 (2) 在宅老人等の介護支援に関すること。 (3) 社会福祉協議会等各種福祉団体の活動に関し必要な支援を行うこと。 (4) 発達支援センターの運営に関すること。 (5) その他設置の目的を達成するために必要な事業 <p><u>(使用料)</u></p> <p>第4条 センターの使用料は、無料とする。</p> <p>第5条 略</p>	<p>○幕別町保健福祉センター条例 (平成8年6月21日 条例第16号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町民の健康づくりに関すること。 (2) 在宅老人等の介護支援に関すること。 (3) 社会福祉協議会等各種福祉団体の活動に関し必要な支援を行うこと。 (4) 発達支援センターの運営に関すること。 (5) その他設置の目的を達成するために必要な事業 <p><u>(使用時間及び休館日)</u></p> <p>第4条 センターの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。</p> <p><u>(使用等)</u></p> <p>第5条 センターの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。</p> <p>第6条 略</p>

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
 (第12条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例 (平成17年9月26日 条例第73号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 ふれあいセンター福寿は、次に掲げる事業を行う<u>ものとする。</u></p> <p>(1) 町民の健康づくりに関すること。 (2) 在宅高齢者等の介護支援に関すること。 (3) 生活支援ハウスの運営に関すること。 (4) 社会福祉協議会等各種福祉団体の活動支援に関すること。 (5) 高齢者の生きがいに関すること。 (6) 高齢者と子どもなどの異世代間交流及び高齢者相互の親睦並びに地域住民との交流に関すること。</p> <p><u>(使用等の承認)</u></p> <p>第4条 ふれあいセンター福寿を使用又は利用(以下「使用等」という。)しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 町長は前項の承認をする場合において、ふれあいセンター福寿の管理運営上必要があるときは、その使用等について条件を付することができる。</p> <p><u>(使用等の不承認)</u></p> <p>第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ふれあいセンター福寿の使用等の承認をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの (2) 建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失するおそれがあるもの (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にな</p>	<p>○幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例 (平成17年9月26日 条例第73号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 ふれあいセンター福寿は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 町民の健康づくりに関すること。 (2) 在宅高齢者等の介護支援に関すること。 (3) 生活支援ハウスの運営に関すること。 (4) 社会福祉協議会等各種福祉団体の活動支援に関すること。 (5) 高齢者の生きがいに関すること。 (6) 高齢者と子どもなどの異世代間交流及び高齢者相互の親睦並びに地域住民との交流に関すること。</p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u></p> <p>第4条 ふれあいセンター福寿の使用時間及び休館日は、町長が別に定める。</p> <p><u>(使用等)</u></p> <p>第5条 幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)の規定は、ふれあいセンター福寿の使用について準用する。ただし、同条例第7条第1項の別表に定める使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとし、生活支援ハウスについては同条例第10条、第11条、第12条及び第13条の規定は適用しない。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>るもの</u> <u>(4) その他ふれあいセンター福寿の管理運営上適当と認め難いもの</u></p> <p><u>(使用料等)</u> <u>第6条 第4条第1項の規定により、使用等の承認を受けた者（次項に規定する者を除く。以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納めなければならない。</u> <u>2 第3条第3号に規定する生活支援ハウスを利用する者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める利用料を納めなければならない。</u> <u>3 町長は、特別の理由があると認めたときは、使用料又は利用料（以下「使用料等」という。）を減免することができる。</u> <u>4 既納の使用料等は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。</u> <u>(1) 使用者又は利用者（以下「使用者等」という。）の責めに帰することができない理由により使用等が不可能になったとき。</u> <u>(2) 使用等の中止又は変更の申出に基づき、町長が相当の理由があると認めたとき。</u> <u>(3) その他町長が特別な理由があると認めたとき。</u></p> <p><u>(目的外使用等)</u> <u>第7条 使用者等は、ふれあいセンター福寿を使用等の承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。</u></p> <p><u>(特別設備の設置等)</u> <u>第8条 使用者は、その使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</u> <u>2 使用者が映画会、演劇会、音楽会その他これに類する催物のため使用する場合は、使用日の3日前までにプログラムを町長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(使用等の承認の取消し等)</u> <u>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用等の承認の条件を変更し、又は使用等を停止し、若しくは使用等の承認を取り消すことがで</u></p>	

現 行 条 例	改 正 条 例																																																																											
<p>きる。</p> <p>(1) <u>使用者等が使用等の承認の条件に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>使用者等がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>第5条各号に該当するとき。</u></p> <p><u>(現状の回復)</u></p> <p>第10条 <u>使用者等は、その使用等の期間が満了するまでに、使用等をした設備又は備付物件を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用等の承認を取り消され、又は使用等を制限されたときも、同様とする。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p>第11条 <u>使用者等は、建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失したときは、町長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>ふれあいセンター福寿使用料</p> <table border="1" data-bbox="112 922 1097 1436"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">昼夜間</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前・午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホールA</td> <td>2,520</td> <td>3,150</td> <td>5,670</td> <td>3,880</td> <td>7,770</td> </tr> <tr> <td>多目的ホールB</td> <td>1,260</td> <td>1,570</td> <td>2,830</td> <td>1,890</td> <td>3,780</td> </tr> <tr> <td>運動指導室</td> <td>1,260</td> <td>1,570</td> <td>2,830</td> <td>1,890</td> <td>3,780</td> </tr> <tr> <td>ふれあい調理室</td> <td>1,260</td> <td>1,570</td> <td>2,830</td> <td>1,890</td> <td>3,780</td> </tr> <tr> <td>ふれあい研修室A</td> <td>630</td> <td>730</td> <td>1,360</td> <td>840</td> <td>1,680</td> </tr> <tr> <td>ふれあい研修室B</td> <td>1,050</td> <td>1,260</td> <td>2,310</td> <td>1,570</td> <td>3,150</td> </tr> </tbody> </table>	区分	昼間			夜間	昼夜間	午前	午後	午前・午後		円	円	円	円	円	多目的ホールA	2,520	3,150	5,670	3,880	7,770	多目的ホールB	1,260	1,570	2,830	1,890	3,780	運動指導室	1,260	1,570	2,830	1,890	3,780	ふれあい調理室	1,260	1,570	2,830	1,890	3,780	ふれあい研修室A	630	730	1,360	840	1,680	ふれあい研修室B	1,050	1,260	2,310	1,570	3,150	<p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長が別に定める。</u></p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <p>ふれあいセンター福寿施設使用料</p> <table border="1" data-bbox="1153 922 2139 1356"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">占用使用</td> <td>多目的ホールA</td> <td rowspan="5">1時間につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホールB</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>運動指導室</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>ふれあい調理室</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>ふれあい研修室A</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ふれあい研修室B</td> <td></td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個人使用 (運動指導室に限る。)</td> <td>1人1回につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 占用使用をすることのできるものの要件は、町長が別に定める。</u></p>	区分		単位	使用料	占用使用	多目的ホールA	1時間につき	100円	多目的ホールB	100円	運動指導室	100円	ふれあい調理室	100円	ふれあい研修室A	100円		ふれあい研修室B		100円	個人使用 (運動指導室に限る。)		1人1回につき	100円
区分		昼間					夜間	昼夜間																																																																				
	午前	午後	午前・午後																																																																									
	円	円	円	円	円																																																																							
多目的ホールA	2,520	3,150	5,670	3,880	7,770																																																																							
多目的ホールB	1,260	1,570	2,830	1,890	3,780																																																																							
運動指導室	1,260	1,570	2,830	1,890	3,780																																																																							
ふれあい調理室	1,260	1,570	2,830	1,890	3,780																																																																							
ふれあい研修室A	630	730	1,360	840	1,680																																																																							
ふれあい研修室B	1,050	1,260	2,310	1,570	3,150																																																																							
区分		単位	使用料																																																																									
占用使用	多目的ホールA	1時間につき	100円																																																																									
	多目的ホールB		100円																																																																									
	運動指導室		100円																																																																									
	ふれあい調理室		100円																																																																									
	ふれあい研修室A		100円																																																																									
	ふれあい研修室B		100円																																																																									
個人使用 (運動指導室に限る。)		1人1回につき	100円																																																																									

現 行 条 例						改 正 条 例			
舞台	420	520	940	630	1,260				
暖房料	11月1日から4月末日までは、暖房料として規定料金に3割を加算する。								
使用時間	昼間は午前8時45分から午後5時まで 夜間は午後5時から午後9時30分まで								
備考									
1 商業活動の目的で使用する場合の使用料は、5割（販売を伴う場合は10割）を加算する。									
2 営利を伴うもので、入場料・会費等を徴収する時の使用料は次のとおり加算する。									
(1) 500円未満 5割									
(2) 500円以上1,000円未満 10割									
(3) 1,000円以上 15割									
3 町民以外の利用については、上記により計算された額に10割を加算する。									
4 加算額に10円未満の端数が生じた場合に、これを切り捨てる。									
5 使用料は、承認書の交付を受けた後、速やかに納入しなければならない。									
別表第2（第6条関係）				略		別表第2（第5条関係）		略	